

令和8年度
工事番号 建第36号

市道生保内中央線道路舗装工事

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年9月

仙北市建設部建設課

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	条件		内 容
1 共通仕様書の適用			本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない ・秋田県土木工事共通仕様書（令和7年10月以降適用）
2 余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し
		ある 発注者指定方式	
		ある 任意着手方式	
3 技術者の専任	●	ない 通常の契約工事	・専任を要しない主任技術者
		ない 余裕期間設定工事	
		ある 通常の契約工事	
		ある 余裕期間設定工事	

4 現場施工着手日の指定	☒	ない	・現場施工着手日の指定無し
	☐	ある	
5 電子納品 ※電子納品運用がドメイン等の運用 (R7.9.5)	☒		・発注者に「成果品」を納品する
	☐		
6 工事施工調整会議 (三者協議)	☒	ない	・対象なし
	☐	ある	
7 施工調査の対象工事	☒	ない	・対象なし
	☐	ある	
8 施工手段等の指定 (契約指定事項)	☒	ない	・指定事項なし
	☐	ある	
9 検査・品質管理関係			
(1) 中間検査の対象工事 ※中間検査運用基準(H21.7)	☒	ない	・中間検査なし
	☐	ある	
(2) 段階確認 (追加がある場合)	☒	ない	・追加確認なし(土木工事共通仕様書のとおり)
	☐	ある	

(3) 重点監督対象工事	●	ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。
		ある	
(4) 規格値 (新たに定める場合)	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）
		ある	
(5) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【道路・河川等】	●	ない	・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。
		ある	
(6) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【橋梁等】	●	ない	・対象なし
		ある	
(7) 品質証明（社内検査） 制度対象工事 ※予定価格２億円以上	●	ない	・対象なし
		ある	
(8) 非破壊試験等による コンクリートの品質管理	●	ない	・対象なし
		ある (強度)	
		ある (配筋・ かぶり)	

10 ICT活用工事の対象		発注者 指定型	
		受注者 希望型	
	●	対象外	- 本工事は、ICT活用工事の対象外とする。 - ただし、ICT活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとする。なお、ICT活用工事設定後は、受注者希望型と同様の扱いとする。
11 簡易型ICT活用工事の対象		発注者 指定型	
		受注者 希望型	
	●	対象外	- 本工事は、簡易型ICT活用工事の対象外とする。 - ただし、ICT活用工事の発注者指定型でありICT対象工種が「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT河道浚渫」、「ICT地盤改良工」、「ICT法面工」、「ICT舗装工（修繕工）」、「ICT土工（1,000m3未満）」、「ICT小規模土工」、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」、「ICT擁壁工」、「ICT基礎工」、「ICT構造物工（橋梁上部）」、又は「ICTコンクリート堰堤工」の場合で、施工範囲内においてICT活用工事と簡易型ICT活用工事の組み合わせによる施工を希望する場合は、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、発注者が認めて指示した場合はICT活用工事と簡易型ICT活用工事の組み合わせによる施工を行うことができる。 - 上記の組み合わせによる施工を行う場合は、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。ただし、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」第7条の工事成績評定点の加点は行わないものとする（「秋田県ICT活用工事実施要綱」に基づく工事成績評定点の加点のみ）。 - ICT活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、簡易型ICT活用工事として事後設定できるものとする。なお、簡易型ICT活用工事設定後は、受注者希望型と同様の扱いとする。
12 週休2日制工事の対象	●	完全 週休2日 （土日）	- 本工事は、秋田県週休2日制工事（完全週休2日（土日））である。 - 受注者は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 - 実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
		完全 週休2日 交替制	

13 遠隔臨場の実施	●	ない	・本工事は、遠隔臨場の適用工事ではない。ただし、受注者が遠隔臨場の適用を希望する場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用することができる。 ・遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
		ある	
14 地下埋設物の損傷事故防止			・本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
15 架空線等上空施設の損傷事故防止			・架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
16 その他特記事項 （法定外の労災保険の付保）			・本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・受注者は契約書第55条第2項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。
17 その他特記事項 （1日未満で完了する作業の積算の適用）			・「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58によるものとする。 ・1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。

第2章 材料

項 目 (節)	条件		内 容
1 工事材料の品質証明指定	●	ない	・指定材料なし
		ある	
2 再生資材の使用	●	ない	・使用なし
		ある	
3 購入土の品質	●	ない	・品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）
		ある	
4 建設発生土の有効利用	●	ない	・他工事から搬入なし
		ある	
5 レディミクストコンクリートの使用	●	ない	・使用なし
		ある	
6 重要なコンクリート構造物品質管理 ※コンクリート構造物特記仕様書 (H23.4.1)	●	ない	・該当なし
		ある	

7 セメントコンクリート製品の指定材料	●	ない	・指定なし										
		ある											
8 瀝青材料の使用		ない											
	●	ある	・ ①本工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。										
			<table><tr><td>材料名</td><td>規格</td><td>工種</td><td>摘要</td></tr><tr><td>アスファルト</td><td>再生②密粒度As(20)</td><td>車道舗装工（表層）</td><td></td></tr></table>				材料名	規格	工種	摘要	アスファルト	再生②密粒度As(20)	車道舗装工（表層）
材料名	規格	工種	摘要										
アスファルト	再生②密粒度As(20)	車道舗装工（表層）											
9 再生アスファルト混合物の使用 （溶融スラグ入り）	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)										
		ある											
10 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート 製品または、フライッシュ入りプレキャスト コンクリート製品の使用	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)										
		ある											
11 県産材（間伐材）を利用し た工事名標示板	●	ない	・使用なし										
		ある											

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容		
1 積算基準	（1）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （2）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。 ・土木工事標準積算基準書〔共通編〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔道路編〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部 ・建設機械等損料算定表（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部		
2 施工調査	●	ない	・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。
		ある	

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

1 工程関係			
(1) 工期設定	本工事は下記のとおり工期を設定しています。		
	不稼働日数	(工期 54 日－準備及び後片付け期間 40 日－その他手続き等に要する期間 10 日) × (13.8 / 30) = 2 日	
	準備期間	20 日	
	後片付け期間	20 日	
	※工期には、全土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数を見込んでいます。 ※不稼働日数については、「秋田県土木共通仕様書1-1-1-30■不稼働日数」参照		
(2) 関連工事による施工時期の調整	●	ない	・調整なし
		ある	
(3) 施工時期、時間及び 施工方法の制限	●	ない	・制限なし
		ある	
(4) 関係機関、自治体等との協議	●	ない	・協議なし
		ある	

(5) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	☒	ない	・条件なし
	☐	ある	
2 用地関係			
(1) 工事用地等の制限	☒	ない	・制限なし
	☐	ある	
(2) 官有地(民有地)の使用	☒	ない	・使用なし
	☐	ある	
3 公害関係			
(1) 公害防止のための制限 (低騒音型建設機械等)	☒	ない	・制限なし
	☐	ある	
(2) 事業損失防止に係る調査	☒	ない	・事前・事後調査なし
	☐	ある	
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】	1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。 2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。(契約事項第28条) 3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。 4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。		

4 安全対策関係								
(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導警備員の計上】		ない	・計上なし					
	●	ある	・本工事における工事期間中の交通管理として計上する交通誘導警備員は、下記によるものとします。なお、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。					
			<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">計上人数</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員(B)</td> <td>6</td> <td>(0)</td> </tr> </table> ※()は交代要員で内数	名称	計上人数		交通誘導警備員(B)	6
名称	計上人数							
交通誘導警備員(B)	6	(0)						
(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項	●	ない	・対象なし					
		ある						
(3) 発破作業に関する事項	●	ない	・対象なし					
		ある						
5 工事用道路関係								
(1) 一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし					
		ある						
(2) 仮設道路の設置	●	ない	・設置なし					
		ある						
6 仮設備関係								
(1) 仮設備の指定	●	ない	・指定なし（任意仮設）					
			<table border="1"> <tr> <td>仮設物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条件等</td> <td></td> </tr> </table>	仮設物		条件等		
	仮設物							
	条件等							
	ある							
(2) 仮設備の引渡・引継	●	ない	・引継・引渡なし					
		ある						

7 工事支障物件関係																																							
(1) 占用支障物件の有無	☒	ない	・ 占用支障物件なし																																				
	☐	ある																																					
(2) 占用物件との重複施工	☒	ない	・ 重複施工なし																																				
	☐	ある																																					
8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等																																							
(1) 建設リサイクル法の対象工事	☐	ない																																					
	☒	ある	・ 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。 ①分別解体等の方法 条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。 <table><thead><tr><th>工程毎の作業内容及び解体方法</th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="6">①仮設</td><td>仮設工事</td><td>☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業</td></tr><tr><td rowspan="2">②土工</td><td>土工</td><td>☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業</td></tr><tr><td rowspan="2">③基礎</td><td>基礎工事</td><td>☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業</td></tr><tr><td rowspan="2">④本体構造</td><td>本体構造の工事</td><td>☐有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業</td></tr><tr><td rowspan="2">⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事</td><td>☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業</td></tr><tr><td>⑥その他 ()</td><td>その他の工事</td><td>☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業</td></tr></tbody></table> ※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。 ※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地 下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。 <table><thead><tr><th>特定建設資材 廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所 在 地</th><th>運搬距離</th></tr></thead><tbody><tr><td>アスファルト殻</td><td>(有)進藤産業</td><td>仙北市田沢湖生保内 字上手倉158-31</td><td>4.1km</td></tr></tbody></table> ③受入時間 受け入れ先による。 ④その他 ()	工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	①仮設	仮設工事	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業	②土工	土工	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業	③基礎	基礎工事	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業	④本体構造	本体構造の工事	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業	⑤本体付属品	本体付属品の工事	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業	⑥その他 ()	その他の工事	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離	アスファルト殻	(有)進藤産業	仙北市田沢湖生保内 字上手倉158-31	4.1km
	工程毎の作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																																		
①仮設	仮設工事	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業																																				
	②土工	土工	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業																																			
		③基礎	基礎工事	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業																																		
	④本体構造		本体構造の工事	☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業																																		
		⑤本体付属品	本体付属品の工事	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業																																		
	⑥その他 ()		その他の工事	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業																																		
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離																																				
アスファルト殻	(有)進藤産業	仙北市田沢湖生保内 字上手倉158-31	4.1km																																				
(2) 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)	☒	ない	・ 現場外搬出なし																																				
	☐	ある																																					

9 薬液注入関係			
(1) 薬液注入の施工	●	ない	・ 施工なし
		ある	
10 その他			
(1) 工事現場発生品の処理 (工事現場再利用品)	●	ない	・ 発生品又は再利用品なし
		ある	
(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)	●	ない	・ 対象外
		ある	
(5) その他条件 (週休 2 日制工事)	●	完全 週休 2 日 (土日)	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日（土日）を実施する工事であり、完全週休 2 日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に関する建設部運用」によるものとします。 ・ 工期内において、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休 2 日が未達成の場合は補正は行いません。
		完全 週休 2 日 交替制	

(8) その他条件 (現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正)		ない	
	●	ある	・ 現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正を行うときの条件は次のとおりです。 本工事箇所については、積雪寒冷地域（４級地）とし、一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。
			秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。） 能代市（二ツ井町の区域に限る。） 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。） 潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。） 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町 仙北郡 雄勝郡 ※ 括弧内の区域の名称は、平成16年4月1日における名称
(9) その他条件	●	ない	・ 条件なし
		ある	
(10) その他条件 (施工位置)	●	位置図添付	・ 工事箇所については、位置図（参考図面）に明示した位置とする。
		座標位置	

11 諸経費関係（積算上の条件明示）		
(1) 施工地域区分		・本工事における共通仮設費及び現場管理費は、施工地域区分による補正を行っていません。
12 施工方法		
(1) 一般施工 （見積もり条件）	工種	
	その他	・本工事は、道路台帳及び簡易検測等により概算で数量を算出してます。工事着手前に現地測量（縦断及び横断測量）を行い、縦横断計画及び計画値を監督員へ報告するものとします。その後、協議を行い発注者より指示するものとします。